

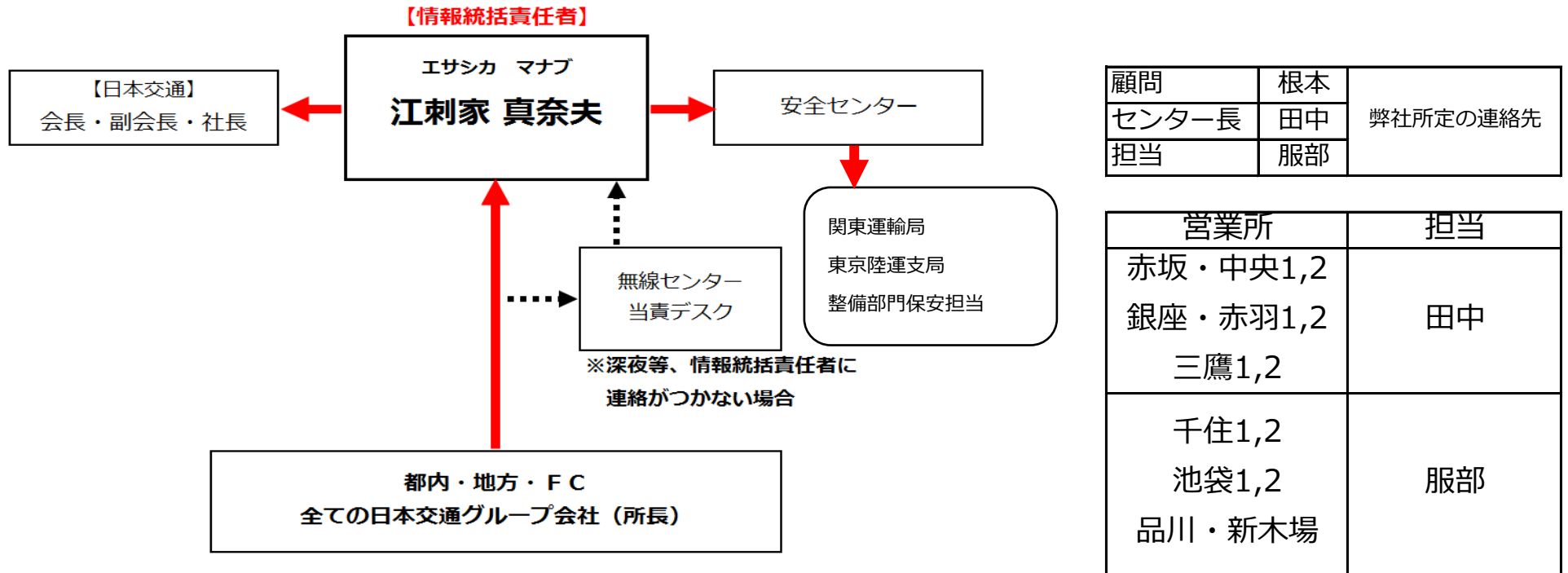
重大事故発生時の社内連絡網

2018年5月11日改定

※特定重大事件・重大事件およびその発生予告の場合も同様の手順とする。

『特定重大事件』 → 施設占拠・爆発・化学物質散布などのテロ行為が相当

『重大事件』 → タクシー強盗等により乗員乗客に死傷者が発生した場合が相当



重大事故発生時の社内連絡

- (1) 営業所当直・担当者は事故の状況を把握して重大事故に該当する事案については所長に連絡すること。
- (2) 所長は担当役員（安全統括管理者）に連絡するとともに、情報統括責任者へ連絡。
- (3) 情報統括責任者は、会長・副会長・社長に共有し、安全センター長へ連絡を入れる。
- (4) 安全センター長は管轄陸運支局へ電話速報をする。